

令和 7 年 4 月 8 日
大田市監査委員決定

令和 7 年度監査基本計画

大田市監査委員規程第 3 条（年間計画の策定）の規定に基づき、令和 7 年度の監査計画を別紙のとおり定め、業務の効率的かつ効果的な運営を図るものとする。

1. 基本方針

監査、検査及び審査に当たっては、大田市監査基準に従い、事務事業や予算の執行が法令等に基づき適正かつ合理的・能率的に行われているかどうかを主眼とするとともに、市政の執行方針や行政運営全般にも留意し実施する。

本年度の予算編成にあたっては、「第 2 期中期財政運営方針」に基づき財政健全化の取り組みを継続・強化すること、また、公共施設等の整備を着実に進めるため、他の投資的経費を極力抑制し、後年度の財政負担の軽減・平準化に取り組むこととされている。なお、第 2 次大田市総合計画（後期計画）に掲げられている施策については、引き続き重点的に予算配分し、持続可能で健全な行政運営に取り組むこととされている。

旧大田市・温泉津町・仁摩町が合併し、新大田市となって 20 周年の節目の年を迎える本年度の一般会計予算総額は、対前年度当初予算比 7.6% 増の 259.8 億円と合併以降、最大となっており、大田市合併 20 周年記念事業、官民連携による新しい人の流れづくりモデル構築事業、スマートシティ推進事業のほか、学校や子育て支援施設、新庁舎等の整備事業、また、物価高騰対策として学校給食無償化事業、医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業などに取り組むこととされている。

以上の状況を踏まえ、行財政運営に対する市民の高い関心に的確に応えるため、常に市民の視点に立って、次の方針に基づき監査等を実施する。

- ① 事務事業の正確性、合规性の観点はもとより、費用対効果を挙げているかという経済性・効率性の視点や所期の目的を達成しているかどうかという有効性の観点から検証する。
- ② 違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施するとともに、各部署における内部統制機能の整備・運用がなされているかに留意する。
- ③ 健全化判断比率等の審査など、市の財政状況を正確に把握した専門性のある監査が求められていることを踏まえ、監査等実施のサイクル、時期の見直しや監査手法の改善を常に行いながら、監査機能の充実を図る。
- ④ 行政の適法性あるいは妥当性の確保が図られるよう、監査を通して市民に対する説明責任の充足を図る。

- ⑤ 市民の信頼確保及び各部局の業務改善に向けて、わかりやすい報告書、意見書等を作成し、情報発信に努める。

2. 実施監査種別および方針

①定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、令和7年度の諸事業の進捗状況が一定程度進んだ時期において、原則、部単位に出来るだけ幅広く実施する。

また、令和6年度に実施した工事（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む）について、設計、積算、契約、施工等の各段階において、合規性及び正確性並びに技術面から工事が適正に行われているかを主眼に実施する。

②行政監査（地方自治法第199条第2項）等

行政監査、随時監査及びその他監査（直接請求監査、議会または市長の要求監査、指定金融機関等監査、住民監査請求監査、職員賠償責任監査等）については、必要な場合または請求・要求があった場合に実施する。

③財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

過去の実施状況を勘案して実施することとし、財政援助がその目的に沿って執行され、効果的に活用されているか、その援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査をする。

また、指定管理者については、出資団体及び財政援助団体を対象とし、施設が関係法令の定めるところにより、適正に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているかを主眼に行政監査的な視点から実施する。

④例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項、地方公営企業法第31条）

本検査は、毎月の財政状況、執行状況を検査する上で重要な検査である。現金検査にとどまらず証拠書類を含め審査するなど、検査並びに検査体制等の充実強化に努める。

⑤決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計などの普通会計及び企業会計の決算について、書類の適否を審査し、財政状況や経営状況についても分析し実施する。

また、各計数は適正かといった形式審査、比較・比率といった実質審査、さらに違法・不当な収支がされていないかといった内容審査の各視点から客観的な判断を行う。

ア. 普通会計

決算書その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算が合理的かつ効果的に執行されているかを主眼に、担当職員の事情聴取も含めて慎重に審査を実施する。

イ. 企業会計

決算書その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財務状

況を適正に表示しているか、企業活動が経済性を発揮しているかを主眼に審査を実施する。

⑥基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、その設置の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

⑦健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

決算審査に併せ、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる書類の計数の正確性を検証し、健全化比率等が適正であることを主眼として実施する。

3. 各種監査の年間実施計画

別紙により実施する。